

国立大学法人富山大学病原体等安全管理規則

平成23年11月29日制定

平成24年4月1日改正

平成26年5月15日改正

平成26年7月8日改正

令和4年3月30日改正

目次

- 第1章 総則（第1条～第2条）
 - 第2章 安全管理体制（第3条～第9条）
 - 第3章 安全管理基準（第10条～第23条）
 - 第4章 健康管理（第24条～第28条）
 - 第5章 遵守義務と禁止等の措置（第29条～第30条）
 - 第6章 感染症発生予防（第31条）
 - 第7章 雑則（第32条～第33条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は、国立大学法人富山大学（以下「本学」という。）において取り扱う病原体等の安全管理について定めることにより、本学における病原体等に起因して発生するばく露及び「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成10年法律第114号、以下「感染症法」という。）に規定する事故の未然防止を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 病原体等 ヒト若しくは動物の生体内に入った場合にヒト若しくは動物を発病させ、又は死亡させるものであって、ウイルス、細菌、真菌、原虫、寄生虫等の生物、プリオン、及び前記の生物によって産生される毒素（人工的に合成された物質で、その構造式がいずれかの毒素の構造式と同一であるものを含む。）をいう。ヒト若しくは動物に接種することを目的に使用されるワクチンについては、その目的に使用する場合は除外するものとする。
- (2) 特定病原体等 感染症法で規定する一種病原体等、二種病原体等、三種病原体等及び四種病原体等をいう。
- (3) 安全管理 病原体等へのばく露等を予防すること（バイオセーフティ）及び病原体

等の紛失，盗難，濫用・悪用等を防止すること（バイオセキュリティ）をいう。

- (4) 職員等 本学の職員，学生及び大学院生等で本学において病原体等を取り扱う者，管理区域に立入る者，その他病原体等に係わる業務等に従事する者をいう。
- (5) 病原体等取扱者 病原体等を研究，教育，診療の目的で取り扱う者をいう。
- (6) 病原体等取扱責任者 病原体等取扱者のうち，病原体等取扱実験又は検査の実施に関する業務を統括する者をいう。
- (7) 病原体等取扱主任者 学長が任命し，感染症法が定める特定病原体等を含む病原体等の本学における安全管理を行う者をいう。
- (8) 病原体等取扱副主任者 学長が任命し，本学環境衛生マネジメント規則で定める各事業場のうち病原体等を取り扱う事業場における病原体等の安全管理を行い，本学病原体等取扱主任者を補佐する者をいう。
- (9) 実験室管理者 病原体等を取扱う実験室を管理する者をいう。
- (10) 病原体等取扱実験室 別表1に定める病原体等を取扱う実験室をいう。
- (11) 病原体等取扱検査室 附属病院内において別表1に定める病原体等を取扱う検査室をいう。

第2章 安全管理体制

(学長の責務)

第3条 学長は，病原体等の取扱いに関して「届出」及び「申請」の受理又は承認，実施状況及び結果の把握，施設等の認可，「教育訓練」及び「健康管理」等を行う。

2 学長は，特定病原体等の所持者として，感染症法に基づき，次に掲げる任務を行うものとする。

- (1) 特定病原体等の所持に係る「許可申請」及び「届出」
- (2) 「病原体等安全管理規則」（「感染症発生予防規程」を含む）の見直し及び届出
- (3) 「病原体等取扱主任者」の選任及び届出並びに「病原体等取扱副主任者」の選任
- (4) 特定病原体等を取り扱う者に対する「教育訓練」の実施
- (5) 特定病原体等の保管，使用，滅菌等に関する事項及び感染症の発生の予防及びまん延の防止に関し必要な事項の「記帳」の義務化
- (6) 滅菌譲渡義務者として「滅菌等」の実施
- (7) 特定病原体等の「保管」，「使用」，「運搬」，「滅菌」に関し国際保健機関（WHO）の示す「実験室バイオセーフティ指針」（WHO第3版）を参考に，感染症法施行規則の定める「施設の基準」に準拠した施設の維持並びに必要な措置
- (8) 事故発生時（盗取，所在不明等）の「事故届」の届出
- (9) 災害時の応急措置

(病原体等安全管理区域)

第4条 病原体等安全管理区域（以下「管理区域」という。）とは，病原体等取扱実験室，

病原体等取扱検査室及びその他病原体等の安全管理に必要な区域をいう。この場合において、管理区域には、病原体等取扱実験室、病原体等取扱検査室の監視に係わる区域、空調及び排水に係わる設備区域及び病原体等を保管または滅菌する区域（以下「実験室等」という。）が含まれる。

- 2 前項の管理区域の安全性を確保するため、立入りの制限、病原体等の保管、使用、運搬及び滅菌、記帳の義務、関連情報等に関しては、別に定める病原体等安全管理区域運営基準を満たさなければならない。

（病原体等取扱主任者及び病原体等取扱副主任者）

第5条 病原体等取扱主任者（以下「主任者」という。）は、感染症の発生の予防及びまん延の防止について監督し、立入検査等の立会い及び職員等への教育訓練等その職務を遂行する。

- 2 病原体等取扱副主任者（以下「副主任者」という。）は、各事業場において、感染症の発生の予防及びまん延の防止、病原体等取扱申請及び届出等（様式1～12）についての取りまとめを行い、主任者を補佐しなければならない。

（病原体等取扱責任者）

第6条 病原体等取扱責任者（以下「取扱責任者」という。）は、第20条で定める教育訓練を必ず受講しなければならない。

- 2 取扱責任者は、病原体等の適切な取扱い等を病原体等取扱者（以下「取扱者」という。）に遵守させなければならない。
- 3 取扱責任者は、主任者の指示に従わなければならない。
- 4 取扱責任者は、管理区域内で行われる実験又は検査等の業務の調整と統括を行わなければならない。
- 5 取扱責任者は、第24条に定める定期の健康診断を受診しなければならない。

（病原体等取扱者）

第7条 取扱者は、取り扱う病原体等に関し、その本質、人体に対する病原性、実験中に起こり得るバイオハザードの範囲及び安全な取扱い方法並びに実験室等の構造、使用方法及び事故発生などの緊急時処置等について、十分な知識を有し、かつ技術的修練を積まなければならない。

- 2 取扱者は、第20条に定める教育訓練を受講しなければならない。ただし、カリキュラムの学生実習等において、教育訓練受講前に病原体等を取り扱う必要のある場合は、取扱責任者の監督・指導の下で取り扱わなければならない。
- 3 取扱者は、第24条に定める定期の健康診断を受診しなければならない。

（実験室管理者）

第8条 実験室管理者は、病原体等を取扱う実験室等の設置基準、構造及び使用方法について十分な知識を有し、実験室の設置申請及び安全管理について行わなければならない。

（委員会の設置）

第9条 学長は、本規則の適正な実施に関して報告または助言を行う組織として富山大学病原体等安全管理委員会（以下「管理委員会」という。）を設置する。

2 管理委員会に関して必要な事項は、別に定める。

第3章 安全管理基準

（病原体等の取扱い基準及び分類）

第10条 病原体等の取扱いに係わる基準は、別表2から別表4に定める。

2 病原体等のバイオセーフティレベル（以下「BSL」という。）の分類は、別表1に定める。

3 病原体等を用いた動物実験のバイオセーフティレベル（以下「ABSL」という。）の分類は、別に定める。

4 病原体等のリスクによる分類・評価項目は別表1に定める。

5 学長は、病原体等のBSL分類及びABSL分類を変更する必要がある場合、管理委員会に諮り、実験方法及び取扱いの量等により当該病原体等の取扱い分類を別に決定する。

（特定病原体等の分類）

第11条 感染症法に基づいて、特定病原体等の分類を別表1に定める。

2 本学では、一種病原体等を所持してはならない。二種病原体等の所持には厚生労働大臣への許可申請が必要である。三種病原体等の取扱いは所持後7日以内の厚生労働大臣への届出が必要である。四種病原体等は許可申請及び届出は不要であるが、施設の基準、保管、使用、運搬、滅菌等の基準の遵守が求められる。

（実験室等の安全設備及び運営に関する基準等）

第12条 実験室管理者は、病原体等の取扱いにおいて、実験室又は検査室を設置する場合は、学長に申請して承認を得なければならない。

2 病原体等を取り扱う実験室等は、別に定める基準に従って必要な設備を備え、運営しなければならない。

3 特定病原体等の保管、使用又は滅菌等を行う実験室等は、感染症法施行規則の定める施設の基準を満たし、かつ保管、使用又は滅菌等の基準に従って運営しなければならない。

4 実験室管理者は、病原体等（特定病原体等を含む）を取り扱う実験室等としての使用を終了するときは、学長に届出なければならない。

5 事故（盗取、所在不明等）等のために、職員等以外の者が立入る必要がある場合は、管理委員会に予め申出て、その指示に従わなければならない。

6 前5号に規定する以外に立入る必要がある場合は、実験室管理者及び取扱責任者の指示に従わなければならない。

（病原体等の取扱い、分与・譲渡、滅菌廃棄の手続き）

第13条 本学ではBSL4の病原体等の所持及び取扱いはできないものとする。

- 2 取扱責任者は、BSL 1 及びBSL 2のうち病原体等（特定病原体等及び監視伝染病病原体を除く。）を保管して実験を行うときは、学長に届出なければならない。（様式12）
- 3 取扱責任者は、BSL 3のうち、病原体等（特定病原体等及び監視伝染病病原体を除く。）を新たに保管して実験を行おうとするときは、予め学長に申請して承認を得なければならない。（様式9）
- 4 取扱責任者は、BSL 3のうち、病原体等（特定病原体等及び監視伝染病病原体を除く。）を本学以外の機関に分与若しくは譲渡するときは、予め学長に申請して承認を得なければならない。（様式10）
- 5 取扱責任者は、BSL 3のうち、病原体等（特定病原体等及び監視伝染病病原体を除く。）を滅菌して廃棄するときは、学長に届出なければならない。（様式11）
- 6 取扱責任者は、病原体等（特定病原体等及び監視伝染病病原体を除く。）の保有状況について、毎年、学長に報告しなければならない。

（特定病原体等及び監視伝染病病原体の取扱い、分与・譲渡、滅菌廃棄の手続き）

第14条 本学では一種病原体等の所持及び取扱いはできないものとする。

- 2 取扱責任者は、特定病原体等及び監視伝染病病原体を新たに保管して実験を行おうとするときは、予め学長に申請して承認を得なければならない。（様式3、様式6）
- 3 取扱責任者は、特定病原体等及び監視伝染病病原体の本学以外の機関へ分与若しくは譲渡するときは、予め学長に申請して承認を得なければならない。（様式4、様式7）
- 4 取扱責任者は、特定病原体等及び監視伝染病病原体を滅菌して廃棄するときは、予め学長に届出なければならない。（様式5、様式8）
- 5 取扱責任者は、第2項の申請事項に変更の必要が生じた場合は、新たに申請しなければならない。
- 6 取扱責任者は、第2項から第4項までの特定病原体等及び監視伝染病病原体の保有状況について、毎年、学長に報告しなければならない。
- 7 学長は、第2項から第5項に関する承認をした場合、感染症法及び家畜伝染病予防法に基づく手続きを遅滞なく行わなければならない。

（病原体等の運搬の制限等）

第15条 取扱責任者は、二種病原体等又は三種病原体等の事業所外への運搬については、国家公安委員会規則に基づき、公安委員会（管轄の富山県警察本部生活安全企画課）に「届出対象病原体等運搬届出書」を提出し、「届出対象病原体等運搬証明書」の交付を受けなければならない。

- 2 取扱責任者は、厚生労働省告示による特定病原体等、BSL 2 及びBSL 3の病原体等を事業所外へ運搬する時は容器包装等の基準を遵守しなければならない。
- 3 取扱責任者は、特定病原体等、BSL 2 及びBSL 3の病原体等を事業所外へ運搬する時は取扱方法や交通事故や火災の発生の時の措置等の留意事項を記載した書類を携行しなければならない。（別表6、別表7）

(バイオハザード標識の表示)

第16条 特定病原体等，BSL 2及びBSL 3の病原体等を取扱う管理区域の出入口には厚生労働大臣が指定する国際バイオハザード標識（以下「バイオハザード標識」という。）を表示しなければならない。

2 特定病原体等，BSL 2及びBSL 3の病原体等を取扱う実験室等及び保管施設の出入口にバイオハザード標識を表示しなければならない。

(取扱い病原体等の滅菌等の処置)

第17条 取扱責任者は，BSL 2及びBSL 3の病原体等（これらに汚染されたおそれのある物品を含む。次項において同じ。）の廃棄にあたっては，当該病原体に最も有効な滅菌等（滅菌及び無害化）の方法に従って処置しなければならない。

(記帳)

第18条 学長は，特定病原体等について受入れ又は払出し，保管，使用及び滅菌等に関する事項の帳簿を整え，実験室等への入退室等，施設の点検，教育訓練の実施等の事項について記帳し，それを5年間保存しなければならない。（別表8）

(情報管理)

第19条 学長は，各様式(様式1～様式12)で提出した病原体等の情報セキュリティ管理を適切に行わなければならない。

2 電子媒体に保存する場合には，データが勝手に修正又は，外部からの不正アクセス等により改ざんされたり，更には不注意で削除してしまったりする等のないように管理を行わなければならない。

(教育訓練)

第20条 学長は，職員等を対象として，病原体等の安全管理に必要な知識及び技術の向上を図り，安全管理に係る社会的責任を周知させるために，教育訓練を毎年実施しなければならない。

2 カリキュラムの中で行われる実習等のための教育訓練は教科担当の教員等による教育訓練をもって代えるものとする。

(ばく露と対応)

第21条 次に掲げる場合は，これをばく露として取り扱うものとする。

- (1) 外傷，吸入，粘膜ばく露等により，BSL 2及びBSL 3の病原体等が職員等の体内に入ったおそれのある場合
- (2) 実験室等内の安全設備の機能に重大な異常が発見された場合
- (3) BSL 2及びBSL 3の病原体等により，実験室等内が広範に汚染された場合
- (4) 職員等の健康診断の結果，管理区域内で取り扱う病原体等によると疑われる異常が認められた場合

2 前項のばく露を発見した者は，速やかに管理委員会に連絡するとともに学長に報告しなければならない。

3 学長は、前項の報告を受けたときは、管理委員会の助言を得て、直ちに適切な措置を講じなければならない。

(事故と対応)

第22条 特定病原体等の盗取、所在不明等は感染症法で規定する「事故」とし、事故を発見した者は、直ちに管理委員会に連絡するとともに学長に報告しなければならない。

2 学長は、前項の報告を受けたときは、遅滞なく警察署等に届出なければならない。

(災害時の応急措置)

第23条 学長は、地震又は火災等による災害が発生し、病原体等の安全管理に関して、この規則の定めによることができないと認めたときは、感染症法で定める災害時の応急措置を講じなければならない。なお、必要に応じて国立大学法人富山大学危機管理規則に基づく危機対策本部を設置するものとする。

第4章 健康管理

(定期の健康診断及び血清保存)

第24条 学長は、職員等の健康管理について定期の健康診断を実施し、BSL 2及びBSL 3の病原体等の取扱いに係わる職員等は受診しなければならない。

2 学長は、BSL 2及びBSL 3の病原体等の取扱いに係わる職員等には、必要に応じてワクチン接種等の措置を行うものとする。

3 BSL 2及びBSL 3の病原体等を取り扱う職員等については、定期の健康診断の際に原則として血清を採取して保存することとし、ばく露等が発生した場合は、当該職員の了解のもとに必要に応じて公的な第三者機関による血清学的検査を受けることとする。

(臨時の健康診断)

第25条 学長は、必要と認める場合には、職員等に対して臨時の健康診断を受けさせなければならない。

(健康診断の記録)

第26条 学長は、健康診断の結果、健康管理上必要と認められる事項について、職員等ごとに記録を作成しなければならない。

2 前項の記録は、職員等の離職又は卒業、退学若しくは除籍後5年間、これを保存しなければならない。

(健康診断後の措置)

第27条 学長は、健康診断の結果、職員等に管理区域内の病原体等による感染が疑われるときは、管理委員会の助言を得て、直ちに必要な感染防止の措置を講ずるものとする。

(病気等の届出等)

第28条 BSL 2及びBSL 3の病原体等を取り扱う職員等は、第21条第1項に該当しない場合においても、当該病原体等による感染が疑われる場合は、直ちに取扱責任者にその旨を届け出なければならない。

- 2 前項の届出を受けた取扱責任者は管理委員会に届出るとともに、その指示に従って、直ちに当該病原体等による感染ばく露の有無について詳細な調査をしなければならない。
- 3 管理委員会は、前項の調査の結果、当該病原体等に感染したと認められる場合又は医学的に不明瞭である場合は、直ちに学長に報告しなければならない。
- 4 学長は、前項の報告を受けた場合、管理委員会の助言を得て、直ちに適切な感染防止の措置を講じなければならない。

第5章 遵守義務と禁止等の措置

(遵守義務)

第29条 職員等は、病原体等の取扱いについて、安全管理の重要性を十分に理解し、この規則を遵守するとともに、感染症法、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）、輸出貿易管理令（昭和24年政令378号）、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律97号）、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）等の関連法規に定められた規定を遵守しなければならない。

- 2 職員等は、この規則の定めるところによらなければ病原体等を取り扱うことはできない。
- 3 職員等は、「国立大学法人富山大学動物実験取扱規則」、「国立大学法人富山大学遺伝子組換え生物等使用実験安全管理規則」等の関連規則を遵守しなければならない。
- 4 職員等のうち、取扱者以外の者が特定病原体等の管理区域に立入るときは実験室管理者及び取扱責任者の指示に従わなければならない。
- 5 職員等は、この規則に反する重大な事項に気づいた場合は、管理委員会に報告しなければならない。

(立入り禁止等の措置)

第30条 学長は、この規則の各条項に違反した職員等に対し、管理区域への立入り及び実験室等の使用等について禁止又は制限等の措置をとることができる。

第6章 感染症発生予防

(感染症発生予防)

第31条 この規則は、感染症法に基づく二種病原体等許可所持者が作成し厚生労働大臣に届出る感染症発生予防規程を含むものとする。

第7章 雑則

(点検及び規則の見直し)

第32条 管理委員会は、この規則に基づき安全管理が行われていることを点検し、学長に報告しなければならない。

- 2 学長は、前項の報告に基づき、必要な措置を講じるとともに、必要に応じて、この規

則の見直しを行わなければならない。

(その他)

第33条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規則は、平成23年12月1日から施行する。ただし、第4条及び第11条から第18条の規定については、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年5月15日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年7月8日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年7月8日から施行する。

別表一覧

別表 1	病原体等の BSL/ABSL 分類 感染症法に基づく特定病原体等の分類 監視伝染病病原体の分類	
別表 2	病原体等のリスクによる分類・評価項目	
	付表 1	病原体等のリスク群による分類
	付表 2	リスク評価項目
	付表 3	動物実験におけるリスク評価項目
	付表 4	病原体等安全管理区域運営基準
別表 3	付表 1	病原体等取扱実験室の安全設備及び運営基準
	付表 2	病原体等取扱実験室の安全設備基準
	付表 3	病原体等のリスク群分類と、実験室の B S L 分類、 実験室使用目的、実験手技及び安全機器との関連
別表 4	付表 1	病原体等取扱動物実験施設の安全設備及び運営基準
	付表 2	病原体等取扱動物実験室の ABSL 分類、実験手技、 安全機器および設備基準
別表 5	付表 1	特定病原体等の適正な管理を含めた総合的な感染症対策の概要
	付表 2	一種～四種病原体等所持者と法律上の義務一覧
別表 6	特定病原体等の運搬体制	
別表 7	病原体等の運搬のための容器包装	
別表 8	記帳事項に関する一覧（感染症法 56 条 23 項）	
別表 9	病原体等を取扱うに必要な教育訓練	
別表 10	災害時の対応内容（感染症法 56 条 29 項）	
別表 11	感染症発生予防規程対照表（感染症法 56 条 18 項）	

様式一覧

様式 1	病原体等取扱実験室等設置承認申請書
様式 2	病原体等取扱実験室等使用終了届
様式 3	監視伝染病病原体取扱申請書
様式 4	監視伝染病病原体分与・譲渡申請書
様式 5	監視伝染病病原体滅菌廃棄届
様式 6	特定病原体等取扱申請書
様式 7	特定病原体等分与・譲渡申請書
様式 8	特定病原体等滅菌廃棄届
様式 9	BSL 3 病原体等取扱届
様式 10	BSL 3 病原体等分与・譲渡届
様式 11	BSL 3 病原体等滅菌廃棄届
様式 12	病原体等取扱・保管報告書
様式 13	バイオハザード表示

別表 1

(参考)

病原体等の BSL/ABSL 分類	国立感染症研究所 「病原体等安全管理規程別冊 1 病原体等」 参照
感染症法に基づく特定病原体等の分類	厚生労働省 「病原体等の名称と疾患名称の対照表」参 照
監視伝染病病原体の分類	農林水産省 「監視伝染病病原体と伝染病の名称の対 照表」参照

※病原体等の分類に関して上記に参照がない場合は適宜根拠となる資料を参照のこと

別表 2

病原体等のリスクによる分類・評価項目

病原体の取扱いにおいては、病原体等のリスク群分類（付表 1）を基準として、付表 2 に示した各項目をリスク評価し、病原体等のバイオセーフティレベル（BSL）分類を定め、これに対応する実験手技と安全機器及び実験室の設備（別表 3）を適用することで、病原体等取扱者と以下に掲げる関連者の安全を確保する。また、実験動物における病原体等の取扱いについても同様とする。

別表2 付表1

病原体等のリスク群による分類

本表においては、検定・検査・研究活動を行う実験室における通常取扱量及び取扱方法を考慮し、ヒトへのリスクを基準として、病原体等を4つのリスク群に分類したものであり、家畜、環境、大量生産、バイオテロリズム対策など、それ以外の条件下における病原体等のリスク群分類としては利用できない。「病原体等取扱者」及び「関連者」（病原体等取扱者と感染の可能性がある接触が直接あるいは間接的に起こりうるその他の人々。）の健康への影響に基づき、国際保健機関（WHO）の示す「実験室バイオセーフティ指針第3版」の考え方をもとにして分類されている。

リスク群1

（「病原体等取扱者」及び「関連者」に対するリスクがないか低リスク）

ヒトあるいは動物に疾病を起こす見込みのないもの。

リスク群2

（「病原体等取扱者」に対する中等度リスク、「関連者」に対する低リスク）

ヒトあるいは動物に感染すると疾病を起こし得るが、病原体等取扱者や関連者に対し、重大な健康被害を起こす見込みのないもの。また、実験室内のばく露が重篤な感染を時に起こすこともあるが、有効な治療法、予防法があり、関連者への伝播のリスクが低いもの。

リスク群3

（「病原体等取扱者」に対する高リスク、「関連者」に対する低リスク）

ヒトあるいは動物に感染すると重篤な疾病を起こすが、通常、感染者から関連者への伝播の可能性が低いもの。有効な治療法、予防法があるもの。

リスク群4

（「病原体等取扱者」及び「関連者」に対する高リスク）

ヒトあるいは動物に感染すると重篤な疾病を起こし、感染者から関連者への伝播が直接または間接に起こり得るもの。通常、有効な治療法、予防法がないもの。

別表 2 付表 2

リスク評価項目

病原体等を実験室内で取扱う場合の病原体等の取扱いの具体的なバイオセーフティレベル(BSL)分類は、付表 1 (病原体等のリスク群による分類)を参照に、国際保健機関 (WHO) の示す「実験室バイオセーフティ指針第 3 版」の考え方をもとにして、以下の各項目をリスク評価して決定する。

1. 取扱う病原体等の病原性（量，取扱い条件も考慮する）。
2. 病原体等の取扱い様式（エアロゾル発生の有無を考慮する）。
3. 取扱う病原体等が国内に常在するか否か。
4. 取扱う病原体等の伝播様式と宿主域（取扱い病原体等に対する免疫状況，宿主集団の密度及び移動，媒介動物の存在，衛生状況も考慮する）。
5. 有効な予防対策法をとることができるか否か（予防接種等による予防，衛生対策，宿主動物または媒介動物対策も考慮する）。
6. 有効な治療法がありそれを受けることができるか否か（血清療法，ばく露後ワクチン接種及び，抗菌剤，抗ウイルス剤，その他の化学療法剤も考慮する）。
7. 薬剤耐性株の出現の可能性。
8. 院内感染の重要な病原体等であるか否か。

註：本学安全管理規則では、

- ① 国内に常在しない病原体等については、より高い BSL に分類する場合がある。
- ② 臨床検体及び診断用検体の取扱いは通常 BSL 2 で行う。ただし、臨床診断等からよりリスクの高い病原体等が原因として疑われるときは、より高い BSL で扱うことを考慮する。
- ③ この分類において、「動物」は実験動物とする。

別表 2 付表 3

動物実験におけるリスク評価項目

病原体等を用いた動物実験においては、付表 2 に以下の項目を加え、実験動物およびヒトへの感染のリスク評価を行い、動物バイオセーフティレベル（ABSL）分類を決定する。

1. 取扱う病原体の実験動物間での感染・伝播様式
2. 取扱う病原体を実験動物に接種する場合の感受性
3. 接種した病原体の体外への排出機構およびその量
4. 感染動物が野外へ出た場合、同種野生動物への感染およびヒトへの伝播

註：感染を伴わない毒素接種による検査については別途考慮する。

別表 2 付表 4

病原体等安全管理区域運営基準

1. BSL2, 3 及び 4 実験室の設備及び運営は, 別表 3 及び別表 4 の条件に適合すること。
2. 本学安全管理規則に適合する安全管理体制, 実験室の使用を整備すること。
3. その他, 本規則の内容に適合する安全設備のメンテナンス, 事故(盗取, 所在不明等)等の処理方法, 連絡系統を整備すること。
4. 病原体等を取扱う実験においては, 標準微生物実験手技に従うこと。
5. 病原体等及びこれを含む可能性のある実験材料を廃棄するに当たっては, 別に定める方法で滅菌すること。
6. 実験室での飲食, 喫煙, 化粧及び食物を含む私物の保管等を禁止すること。
7. BSL 2, 3 及び 4 実験室の範囲を外部より容易に知りうるように明確に把握し, バイオハザード標識を表示すること。
8. BSL 2, 3 及び 4 病原体等の保管場所は当該病原体等の BSL 実験室と同一の安全基準を満たし, 保管容器は施錠し, 保管及び出し入れの記録を整備すること。
9. BSL2, 3 及び 4 実験室において, 病原体等を取扱う者の健康管理について定め, 予防接種その他の予防法がある場合は, 実施すること。
10. 如何なる状況の下にあっても, 15 歳以下の小児の実験室への立入り許可をしてはならないこと。
11. 事故(盗取, 所在不明等), 機械のメンテナンス等のために, 職員等以外の者が立入る必要が生じた場合は, 病原体等取扱責任者に予め申出て, その指示に従うこと。
12. その他 BSL2, 3 及び 4 実験室の安全管理(バイオセーフティ及びバイオセキュリティ)に必要な事項を遵守すること。

別表 3 付表 1

病原体等取扱実験室の安全設備及び運営基準

- BSL 1 (1) 通常の微生物学実験室を用い、特別の隔離の必要はない。
(2) 一般外来者は当該部の管理者（病原体等取扱責任者等）の許可及び管理者が指定した者の立会いのもと立ち入ることができる。
- BSL 2 (1) 通常の微生物学実験室を限定した上で用いる。
(2) エアロゾル発生のおそれのある病原体等の実験は必ず生物学用安全キャビネットの中で行う。
(3) オートクレーブは実験室内、ないし前室（実験室につながる隣室）あるいは周囲の部屋に設置し使用する。できるだけ実験室内に置くことが望ましい。
(4) 実験室の出入口は施錠できるようにする。
(5) 実験室のドアは常時閉め、一般外来者の立入りを禁止する。
(6) 実験室の出入口にはバイオハザード標識を表示する。
- BSL 3 (1) BSL 3 区域は、他の区域から実質的、機能的に隔離し、二重ドアにより外部と隔離された実験室を用いる。
(2) 実験室の壁、床、天井、作業台等の表面は洗浄及び消毒可能なようにする。
(3) ガス滅菌が行える程度の気密性を有すること。
(4) 給排気系を調節することにより、常に外部から実験室内に空気の流入が行われるようにする。
(5) 実験室からの排気はヘパフィルターで濾過してから大気中に放出する。
(6) 実験室からの排水は消毒薬またはオートクレーブで処理してから排出する。

(7) 病原体を用いる実験は、生物学用安全キャビネットの中で行う。
(8) オートクレーブは実験室内に置く。
(9) BSL 3 区域の出入口は施錠できるようにする。
(10) 入室を許可された職員名簿に記載された者及び管理に関わる者以外の立入りを禁止する。
(11) BSL3 区域の出入口にはバイオハザード標識を表示する。
- BSL 4 本学では取扱いしない。

* 上位の BSL レベルでは下位の BSL レベルも含め満たすこと。

別表3 付表2 (実験室の安全設備)

病原体等取扱実験室の安全設備基準

	BSL			
	1	2	3	4
実験室の独立性*1	不要	不要	必要	必要
汚染除去時の実験室気密性	不要	不要	必要	必要
換気：				
内側への気流	不要	不要	必要	必要
制御換気系	不要	不要	必要	必要
排気のHEPA濾過	不要	不要	必要	必要
入口部二重ドア (インターロック*2)	不要	不要	必要	必要
エアロック*3	不要	不要	不要	必要
エアロック+シャワー	不要	不要	不要	必要
前室*4	不要	不要	必要	必要*5
排水処理*6	不要	不要	必要	必要
オートクレーブ：				
管理区域内	不要	必要	必要	必要
実験室内	不要	望ましい	必要	必要
両面オートクレーブ	不要	不要	望ましい	必要
生物学用安全キャビネット	不要	必要*7	必要	必要
作業従事者の安全監視機能*8	不要	不要	必要	必要

*1 施設内の通常の人の流れからの実質的、機能的隔離

*2 二重ドアで構成される部屋は前室に相当する。なお、インターロックドアとは同時に2枚の扉が開放されないような機構を有するドアのことをいう。

*3 エアロックとは気圧を保つために設ける機構のこと。通常は複数の扉を設け、インターロックドアとなっている。

*4 実験室につながる隣室。

*5 BSL4実験室の前室は、入口部二重ドア、エアロック、エアロック+シャワーが相当する。

*6 一般排水処理とは異なる消毒滅菌処理のことをいう。

*7 エアゾルの発生のおそれがある場合は、安全キャビネットが必要。

*8 たとえば、観察用窓、監視カメラ、インターフォン、双方向性モニター設備など。

別表 3 付表 3 (実験手技と安全機器)

病原体等のリスク群分類と、実験室の BSL 分類、実験室使用目的、
実験手技及び安全機器との関連

病原体等を取扱う実験室は、基本的なバイオセーフティレベルである実験室 (BSL 1 及び BSL 2) と、封じ込め実験室 (BSL 3)、高度封じ込め実験室 (BSL 4) のいずれかに分類される。BSL 1～4 実験室の分類は、実験室の設計上の特徴、建築法、封じ込め設備、実験室内に設置される機器、実験手技や機器の運用方法に基づき決定される。実験手技と安全機器は、病原体等を取扱う際に必要な実験室の BSL を決定するための基準と、病原体等のリスク群との関連性を示したものである。ただし、病原体等の取扱い BSL は複数の要因を複合的に判断して決定するため、病原体等のリスク群と使用すべき実験室の BSL は、厳密に 1 対 1 対応するものではない。

病原体等のリスク群	実験室の BSL	実験室の使用目的	実験手技及び運用	実験室の安全機器
1	基本実験室 －BSL 1	教育、研究	GMT	特になし (開放型実験台)
2	基本実験室 －BSL 2	一般診断検査、 研究	GMT、個人防護具、 バイオハザード標識表示	開放型作業台＋エアロ ゾル発生の可能性があ る場合は BSC で行う
3	封じ込め実験 室 －BSL 3	特殊診断検査、 研究	上記 BSL 2 の各項目、 専用防護服、立入厳重 制限、一方向性の気流	病原体の取扱いの全操 作を BSC あるいは、そ の他の一次封じ込め装 置を用いて行う
4 (本学では取 扱わない)	高度封じ込め 実験室 －BSL 4	高度診断検査	上記 BSL 3 の各項目、 エアロックを通過しての 入室、退出時シャワー、 専用廃棄物処理	クラス III BSC または、 陽圧スーツとクラス II BSC に加え、両面オー トクレーブ、給排気は フィルター濾過

*略語：BSC：生物学用安全キャビネット、GMT：標準微生物学実験手技

別表 4 付表 1

病原体等取扱動物実験施設の安全設備及び運営基準

ABSL 1 の動物実験は通常の動物実験施設，ABSL 2 以上の動物実験は動物実験施設内病原体等安全管理区域（動物安全管理区域）で行う。

ABSL 1

- (1) 通常の実験室とは独立していること。一般外来者の立入りを禁止する。
- (2) 防護服等を着用する。
- (3) 従事者は微生物及び動物の取扱い手技に習熟していること。
- (4) 動物実験施設への昆虫や野ネズミの侵入を防御する。
- (5) 動物実験施設からの動物逸走防止対策を講じる。
- (6) 実験施設の壁・床・天井，作業台，飼育装置等の表面は洗浄及び消毒可能なようにする。

ABSL 2

- (1) 入室は認可された者に限る。
- (2) 入口は施錠できるようにする（動物実験施設の入口でも可）。
- (3) 動物安全管理区域内の飼育室等には動物種に応じた逸走防止対策を講じる。
- (4) エアロゾル発生のおそれのある操作は生物学用安全キャビネット又は陰圧アイソレーターの中で行う。感染動物がエアロゾルを発生するおそれがある場合は飼育も含める。
- (5) 糞尿，使用後の床敷・ケージなどは廃棄または洗浄する前に滅菌する。
- (6) 動物実験施設内にオートクレーブを設置する。
- (7) 滅菌を必要とする廃棄物等は密閉容器に入れて移動する。
- (8) 個人防護装備を着用する。
- (9) 手洗い器を設置する。
- (10) メス，注射針など鋭利なものの取扱いに注意する。
- (11) 動物安全管理区域の出入口にはバイオハザード標識を表示する。

ABSL 3

- (1) 入室者を厳重に制限する。
- (2) 動物安全管理区域の入り口は2重のドアになっていること。
- (3) ガス滅菌が行える程度の気密性を有すること。
- (4) 給排気系を調節することにより，常に外部から飼育室等内部に空気の流入が行われ

るようにする。

- (5) 排気はHEPAフィルターで濾過してから大気中に放出する。
- (6) 排水は消毒薬またはオートクレーブで処理してから排出する。
- (7) オートクレーブを動物安全管理区域内に設置する。
- (8) 滅菌を必要とする廃棄物等は動物安全管理区域内で滅菌する。
- (9) 全操作及び飼育を生物学用安全キャビネット又は陰圧アイソレーターの中で行う。
- (10) 動物安全管理区域の出入口にはバイオハザード標識を表示する。

ABSL4 本学では取扱いしない。

別表 4 付表 2 (病原体等取扱動物実験室の安全設備基準)

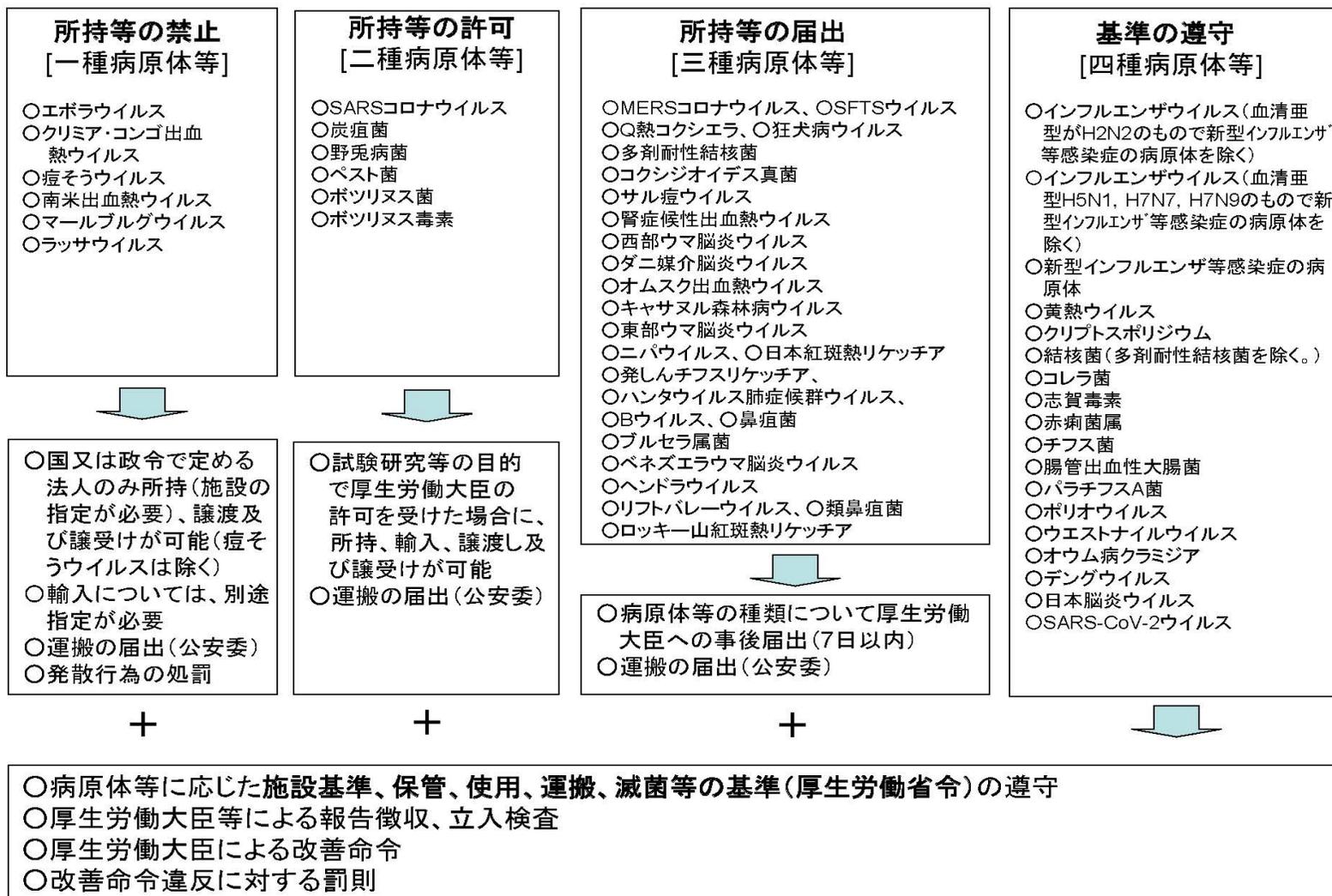
病原体等取扱動物実験施設の ABSL 分類, 実験手技, 安全機器および設備基準

ABSL 1 ~ 4 の動物実験を実施し, また動物実験施設を運営するために, 各 ABSL に対応する実験手技, 安全機器および設備基準について下表にまとめた。なお実施にあたっては, 「富山大学動物実験取扱規則」に従うものとする。

ABSL	実験手技	安全機器	設備基準
1	通常動物実験の条件として, <ul style="list-style-type: none"> 標準動物実験手技 標準微生物学実験手技 立入制限 専用服 を要する。	特になし	通常動物実験設備の条件として, <ul style="list-style-type: none"> 動物実験施設の独立性 立入者の管理・記録 動物逸走防止対策 昆虫・野ネズミ等の侵入防止 室内, 飼育装置などの洗浄・消毒可能な仕様 を要する。
2	ABSL 1 の要件に加え, <ul style="list-style-type: none"> 個人防護具 バイオハザード標識表示 糞尿・ケージ等の滅菌処理, 移動用密閉容器 を要する。	エアロゾル発生の恐れがある場合は陰圧飼育装置及び BSC, 動物実験施設内にオートクレーブ	ABSL 1 の要件に加え, <ul style="list-style-type: none"> 立入者の制限 動物安全管理区域からの動物逸走防止対策 を要する。
3	ABSL 2 の要件に加え, <ul style="list-style-type: none"> 専用防護服および履物 2 重以上の気密容器による移動 を要する。	全操作 BSC 使用 飼育は動物飼育用 BSC, グローブボックス, またはアイソレーションラックを使用 動物安全管理区域内にオートクレーブ	ABSL 2 の要件に加え, <ul style="list-style-type: none"> 立入者の厳重制限 出入口インターロック 前室の設置 気流の一方向性 排気の HEPA ろ過 作業者の安全監視機能 を要する。
4 (本学では取扱しない)	ABSL 3 の要件, 及びその他は BSL 4 に準じる	ABSL 3 の要件, 及びその他は BSL 4 に準じる	ABSL 3 の要件, 及びその他は BSL 4 に準じる

*略語: BSC: 生物学用安全キャビネット

別表5付表1 特定病原体等の適正な管理を含めた総合的な感染症対策の概要



別表 5 付表 2

一種～四種病原体等所持者と法律上の義務一覧

義務項目	一種	二種	三種	四種
所持・輸入の大臣指定	○			
所持・輸入の許可		○		
所持・輸入の届出			○	
感染症発生予防規程の作成	○	○		
病原体等取扱主任者の選任	○	○		
教育訓練	○	○		
滅菌譲渡	○*	○*	○	○
記帳義務	○	○	○	
施設の基準	○	○	○	○
保管等の基準	○	○	○	○
運搬の届出（都道府県公安委員会宛）	○	○	○	
事故届出	○	○	○	○
災害時の応急措置	○	○	○	○

* 一種、二種病原体等については、病院、検査機関等が業務に伴い所持することとなった場合に加え、所持に係る指定、許可の取消し等の場合にも、滅菌譲渡等の義務あり。

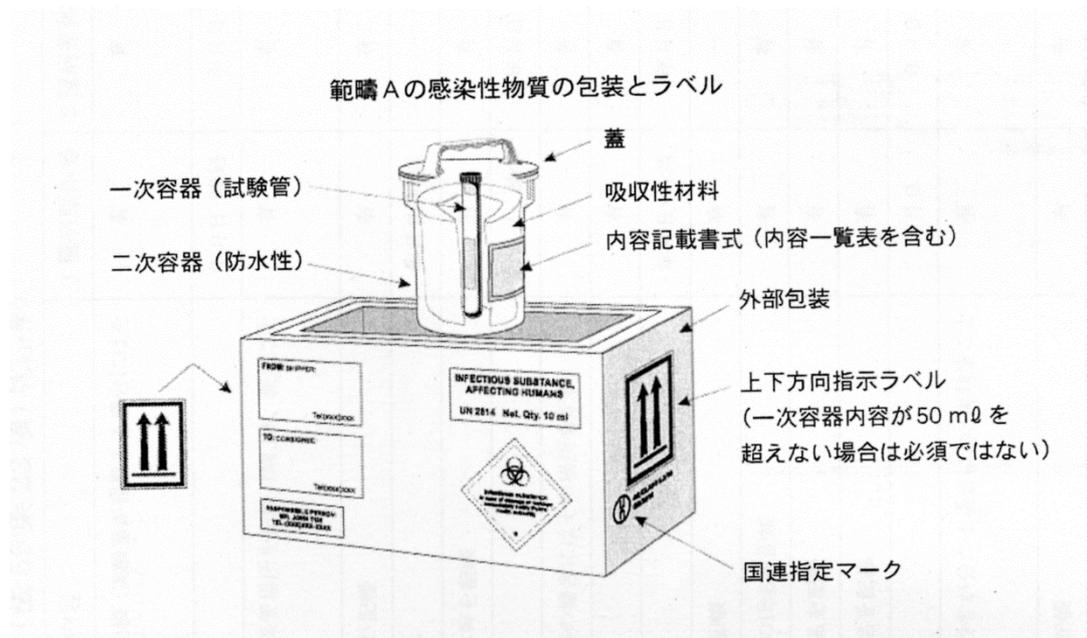
別表 6

特定病原体等の運搬体制

種 (最低人数)	運転者	同行者 (知識を有する者)	運転責任者	見張人	備 考
一種 (4名)	車両あたり1名 (長距離の場合は車両あ たり2名)	車列あたり1名 *病原体等取扱主任者又は 同等の要件を満たす者(研究 者等)	車列あたり1名 *長距離の場合 +1(副運行責任 者をおく)	車列あたり1名以上 *運搬実施体制を鑑 み減らすことは可能	状況に応じ、追加的に 必要な措置を講ずる ことが望ましい
二種 (3名)	車両あたり1名 (長距離の場合は車両あ たり2名)	車両あたり1名 *病原体等取扱主任者の用 件と同等の要件を満たす者 又は講習会受講修了者	運転者、同行者又 は見張人のいづ れかをもって充 てる	車両あたり1名以上 *運搬実施体制を鑑 み減らすことは可能	状況に応じ、伴走車両 による車列編成など 追加的に必要な措置 を講ずることが望ま しい
三種 (2名)	車両あたり1名 (長距離の場合は車両あ たり2名)	車両あたり1名 *病原体等取扱主任者の用 件と同等の要件を満たす者 又は講習会受講修了者	運転者又は同行 者のいづれかを もって充てる		状況に応じ、見張人の 配置など追加的に必 要な措置を講ずるこ とが望ましい
四種 (1名)	運転者は、必要に応じて、 病原体等の安全な取扱い に関する資料の確認など 安全確保に努める				

特定病原体等の安全運搬マニュアル、厚生労働省結核感染症課・警察庁出典

別表 7 病原体等の運搬のための容器包装



(IATA : International Air Transport Association(国際航空運送協会),
カナダ・モントリオール)

「実験室バイオセーフティ指針（WHO 第3版）」より

一種～四種病原体等を運搬する場合は、すべてカテゴリーAの容器に入れて運搬する必要がある。

範疇Aの感染性物質

「その物質へのばく露によって、健康なヒトまたは動物に恒久的な障害や、生命を脅かす様な、あるいは致死的な疾病を、引き起こす可能性のある状態で輸送される感染性物質をいう。」

「感染性物質の輸送規則に関するガイダンス 2007-2008版」(WHO版)

日本語訳・監修 国立感染症研究所

別表 8

記帳事項に関する一覧（感染症法第 56 条の 23）

	省令での記載項目	記帳の内容	1 種病原体等	2 種病原体等	3 種病原体等
病原体等	受入れ又は払出しに係る病原体等の種類（毒素にあつてはその種類及び量）	事業所ごとに受入れ元、払出し先を記帳（実験室が複数ある場合にはそれら実験室ごとに記帳）	有	有	有
	病原体等の受入れ又は払出しの日時	事業所ごとに記帳（同上）	年月日・時刻	年月日	年月日
	病原体等の保管の方法及び場所	受入れた病原体等の保管形態及び保管場所を記帳（同上）、使用ごとの保管庫の施設状況も記帳	有	有	有
	使用に係る病原体等の種類	実験室での使用ごとに、その使用者が記帳	有	有	有
	病原体等の使用に係る日時	病原体等を使用した時刻を記帳	年月日・時刻	—	—
	滅菌等に係る病原体等の種類	実験室ごとに滅菌・無害化した病原体等を記帳	有	有	有
	病原体等の滅菌等の日時	滅菌・無害化の日時を記帳	年月日。時刻	年月日	年月日
	病原体等の滅菌等の方法及び場所	滅菌・無害化の条件等を記載（委託等の場合にはその場所も記帳）	有	有	有
人	実験室等に立入り又は退出に係る者の氏名	実験室ごとに記帳	有	有	有
	実験室等への立入り又は退出の日時	実験室ごとに記帳	年月日・時刻	年月日	年月日
	実験室等への立入りの目的	病原体等を使用の有無を含め目的を記帳	有	—	—
	病原体等の受入れ又は払い出しする者の氏名	病原体等を受入れ、払い出した者の氏名を記帳	有	有	有
	病原体等の使用に従事する者の氏名	実験室で病原体等を使用した者の氏名を記帳	有	有	有
	病原体等の滅菌等に従事する者の氏名	病原体等を滅菌・無害化した者の氏名を記帳	有	有	有
施設	病原体等取扱施設の点検等の実施日時	事業所ごとに記帳	年月日	年月日	年月日
	点検を行った者の氏名	事業所ごとに記帳（実験室ごとに担当者が分かる場合には、実験室ごとの者の氏名を記帳）	有	有	有
	点検の内容、結果及びこれに伴う措置内容	措置を伴う項目については具体的に記帳	有	有	有
教育	教育訓練の実施年月日、対象者及び内容等	教育訓練ごとに記帳	有	有	有

別表9

病原体等を取扱うに必要な教育訓練

対 象 者		教 育 訓 練 項 目	回 数 等	備 考
病原体等の取扱い、 管理又はこれに付 随する業務に従事 する者	管理区域に立入る者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 病原体等の性質 ・ 病原体等の管理 ・ 病原体等による感染症の発生の予防及びまん延の防止に関する法令 ・ 感染症発生予防規程 	年1回以上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 病原体等のセキュリティ及びセーフティについて、項目ごとに、その詳細な内容の教育等を行う。
	管理区域に立入らない者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 病原体等の管理 ・ 病原体等による感染症の発生の予防及びまん延の防止に関する法令 ・ 感染症発生予防規程 	年1回以上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主に病原体等のセキュリティについて、項目ごとに、一般的事項（概要）を中心とした教育等を行う。
その他の者		<ul style="list-style-type: none"> ・ 病原体等による感染症の発生の予防・まん延防止に関して必要な事項 	必要に応じて適宜	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設備のメンテナンスに立入る者、施設の見学者、共同研究者等が対象となる。 ・ 対象者に応じた必要最低限の教育等を行う。

註 カリキュラムの中で行われる実習等のための教育訓練は、教科担当の教員等による教育訓練をもって代えるものとする。

別表 10

災害時の対応内容（感染症法第 56 条の 29）

1. 火災発生時・延焼の恐れがある場合に、消火又は延焼防止に努めるとともに、直ちに別に定める連絡体制に従い連絡する。
2. 感染症の発生・まん延防止に必要な場合には、病原体取扱施設内にいる者、運搬に従事する者、又はこれらの付近にいる者に対して非難を警告。
3. 必要に応じて病原体等を安全な場所に移すとともに、縄を張る・標識を設ける・見張り人をつける等により、関係者以外の者が入らないための措置を講ずるように努めること。
4. その他、感染症の発生・まん延防止に必要な措置。
5. 上記の緊急作業を行う場合には、防御具の着用、ばく露時間の短縮等により、ばく露をできる限り少なくするものとする。

別表 1 1

感染症発生予防規程対照表（感染症法第 56 条の 18）

	省令第 31 条の 21 での記載項目	具体的内容	本学病原体等安全管理規則の該当部分
組織及び職務	病原体等取扱主任者その他の病原体等の取扱い及び管理に従事する者に関する職務及び組織に関すること	管理委員会の設置を含む事業所全体の組織体制、委員会の管理・運営等。予防規定の制定・改廃、立入り検査等への立会い、従事者等への教育訓練、所持者に対する意見具申など、病原体等取扱主任者の職務の規定。	学長の責務:第 3 条 病原体等取扱主任者:第 5 条 安全管理体制:第 3 条から第 8 条 予防規定の制定・改廃:第 31 条, 第 32 条
管理区域	病原体等の取扱いに従事する者であって、管理区域に立入る者の制限に関すること	管理区域、実験室等への人の立入り制限	第 4 条, 第 15 条
	管理区域の設定並びに管理区域の内部において感染症の発生を予防し、及びそのまん延を防止するために講ずる措置に関すること	管理区域の設定、管理区域内の遵守事項等	第 4 条, 第 11 条, 第 15 条
施設の維持管理	一種病原体等取扱施設又は二種病原体等取扱施設の維持及び管理に関すること	定期的な点検、必要な措置等。点検結果の記録（→記帳）。	第 11 条, 第 17 条
病原体等の取扱等	病原体等の使用、保管、運搬及び滅菌譲渡に関すること	病原体等の使用、保管、滅菌等の基準の遵守事項・手続等。保管状況（施設、鍵の管理等を含む）の確認等。事業所内の運搬の規定。	第 10 条から第 14 条, 第 16 条, 第 17 条
	病原体等の受入れ、払出し及び移動の制限に関すること	病原体等のみだりな移動の制限、受入れ、払い出しの手続等	第 10 条から第 14 条, 第 17 条
教育訓練	病原体等による感染症の発生を予防し、並びにそのまん延を防止するために必要な教育及び訓練に関すること	教育訓練の対象者及びその内容等。 （実施要領は別途事業所ごとに規定。）	第 19 条
健康管理等	病原体等にはばく露した者又はばく露した恐れのある者に対する保健上の必要な措置に関すること	病原体等取扱者の定期的な健康診断。病原体等にはばく露した場合の必要な措置等。	第 20 条, 第 23 条から第 27 条

記帳等	法第 56 条の 23 に規定する記帳及び保存に関すること	病原体等の管理, 人の立入り等に係る記帳。保存方法。	第 17 条
情報管理	病原体等の取扱いに係る情報の管理に関すること	病原体等の取扱いに係る情報へのアクセス制限等	第 18 条
事故等対応	病原体等の盗取, 所在不明その他の事故が生じた時の措置に関すること	連絡体制, 警察署等への届出の手續等	第 21 条
応急措置	災害時の応急措置に関すること	災害発生時の連絡・通報体制, 汚染拡大の防止, 関係者以外の立入禁止等の応急措置等。届出の手續等。	第 22 条
その他	その他病原体等による感染症の発生の予防及びまん延の防止に関し必要な事項	その他必要な事項	第 28 条, 第 29 条

様式 1

病原体等取扱実験室等設置承認申請書

富山大学長 殿

申請者 所属：

氏名：

印

国立大学法人富山大学病原体等安全管理規則に基づき、下記の実験室設置等の承認について申請します。

申請年月日 年 月 日 受付年月日 年 月 日 受付番号

新規 変更 既承認番号 _____ (該当項目にチェック)

1. 実験室の名称		
2. 実験室管理者	所属・職名・氏名： 連絡先：	印
3. BSL/ABSL 分類		
4. 実験室の概要 (BSL 分類の場合は 左の欄にチェック、 ABSL 分類の場合は 左右両方の欄に チェックのこと)	以下の該当する項目にチェックする。 BSL2 <input type="checkbox"/> 生物学用安全キャビネット <input type="checkbox"/> オートクレーブ <input type="checkbox"/> 管理区域内 <input type="checkbox"/> 実験室内 <input type="checkbox"/> 実験室の施錠 <input type="checkbox"/> バイオハザード標識の表示 BSL3 <input type="checkbox"/> 実験室の独立性 <input type="checkbox"/> 汚染除去時の実験室気密性 <input type="checkbox"/> 内側への気流 <input type="checkbox"/> 制御換気系 <input type="checkbox"/> 排気のHEPA濾過 <input type="checkbox"/> 入口部二重ドア (インターロック) <input type="checkbox"/> 前室の設置 <input type="checkbox"/> 排水処理 <input type="checkbox"/> 両面オートクレーブ <input type="checkbox"/> 作業従事者の安全監視機能	分類がABSLの場合は以下の項目にもチェックする。 ABSL1 <input type="checkbox"/> 防護服の着用 <input type="checkbox"/> 立入者の管理・記録 <input type="checkbox"/> 動物逸走防止策 <input type="checkbox"/> 昆虫・野ネズミ等の侵入防止 <input type="checkbox"/> 室内, 飼育装置などの洗浄・消毒可能な仕様 ABSL2 <input type="checkbox"/> 手洗い器の設置 <input type="checkbox"/> 立入者の制限 <input type="checkbox"/> 動物安全管理区域からの動物逸走防止対策

<p>5. 特記事項</p> <p>※変更の場合は、変更点及び変更理由等を記入すること。</p>	<p>・主たる使用者等</p>
<p>6. 事務記入欄</p>	<p>現地確認月日： 年 月 日</p> <p>現地確認者：病原体等安全管理委員会</p> <p>現地確認項目：病原体等安全管理委員会規則に定める実験室の安全設備及び運営基準</p> <p>現地確認結果：<input type="checkbox"/> 良好であった。 <input type="checkbox"/> その他</p>
<p>7. 学長承認欄</p>	<p>承認： 年 月 日</p> <p>本申請を承認します。 承認番号：第 号 富山大学長</p>

注意事項

- ①申請者は実験室管理者であること。
- ②実験室の概略図を添付の事。

様式 2

病原体等取扱主任者	病原体等取扱副主任者	申請者所属部局等の長	申請者所属講座等の長

病原体等取扱実験室等使用終了届

富山大学長 殿

届出日 令和 年 月 日

届出者 所属 _____
氏名 _____ 印

所轄実験室(検査室)について、富山大学病原体等安全管理規則第 11 条第 4 項の規定に基づき、病原体等取扱（実験室・検査室）として終了することを届出ます。

1. 実験室等名

2. 使用終了年月日 令和 年 月 日

3. 取扱病原体等の名称・BSL分類

注意事項 届出者は病原体等取扱責任者であること。

病原体等取扱主任者	病原体等取扱副主任者	申請者所属部局等の長	申請者所属講座等の長

様式 3

監視伝染病病原体取扱申請書

富山大学長 殿

申請日 令和 年 月 日

申請者 所属 _____

氏名 _____ 印

1. 監視伝染病病原体の名称(種別, B S L)(毒素にあつては, 名称, 種類及び数量)	
2. 監視伝染病病原体を取り扱う目的	
3. 監視伝染病病原体の実験方法	
4. 実験に必要な期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
5. 実験終了後の監視伝染病病原体等の措置(消毒, 滅菌法, 保管方法等について記入すること。)	
6 監視伝染病病原体等の取扱責任者	
7. 監視伝染病病原体等の取扱者 *動物実験を行う場合	所 属 職 名 氏 名 連絡先 1. 行う 動物実験施設の使用 (1. 有 2. 無) 動物を取扱う講習受講 (1. 有 2. 無) 2. 行わない
8. 実験室等名	
9. 監視伝染病病原体等を外部から受入れる場合 (外部機関名, 外部機関の取扱責任者名, 分与・譲渡承認日及びその他)	

注意事項 ① 届出者は監視伝染病病原体等取扱の責任者であること。

② 海外から輸入する場合は, 輸入許可書等の写しを添付すること。

③ 国内であっても, 外部機関の分与・譲渡許可証明書又は確認書の写しを添付すること。

病原体等取扱主任者	病原体等取扱副主任者	申請者所属部局等の長	申請者所属講座等の長

様式6

特定病原体等取扱申請書

富山大学長 殿

申請日 令和 年 月 日

申請者 所属 _____

氏名 _____ 印

富山大学病原体等安全管理規則第13条第2項の規定に基づき、特定病原体等の取扱いを申請いたします。

2. 特定病原体等の名称(種別, B S L)(毒素にあつては, 名称, 種類及び数量)	
2. 特定病原体等を取り扱う目的	
3. 特定病原体等の実験方法	
4. 実験に必要な期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
5. 実験終了後の特定病原体等の措置 (消毒, 滅菌法, 保管方法等について記入すること。)	
6. 特定病原体等の取扱責任者	
7. 特定病原体等の取扱者 *動物実験を行う場合	所 属 職 名 氏 名 連絡先 2. 行う 動物実験施設の使用 (1. 有 2. 無) 動物を取扱う講習受講 (1. 有 2. 無) 2. 行わない
8. 実験室等名	
9. 特定病原体等を外部から受入れる場合 (外部機関名, 外部機関の取扱責任者名, 分与・譲渡承認日及びその他)	

注意事項 ① 届出者は特定病原体等取扱の責任者であること。

② 海外から輸入する場合は, 輸入許可書等の写しを添付すること。

③ 国内であっても, 外部機関の分与・譲渡許可証明書又は確認書の写しを添付すること。

病原体等取扱主任者	病原体等取扱副主任者	申請者所属部局等の長	申請者所属講座等の長

様式 8

特定病原体等滅菌廃棄届

富山大学長 殿

届出日 令和 年 月 日

届出者 所属 _____

氏名 _____ 印

富山大学病原体等安全管理規則第13条第4項及び第16条第2項の規定に基づき、特定病原体等の滅菌廃棄について届出ます。

1. 滅菌廃棄する特定病原体等の名称(種別)(毒素にあつては名称, 種類及び数量)	()
2. 滅菌廃棄の理由	
3. 滅菌廃棄の理由発生日	令和 年 月 日
4. 滅菌廃棄の方法	
5. 滅菌廃棄予定日	令和 年 月 日
6. 特定病原体等の取扱責任者	職名 : _____ 氏名 : _____
連絡先	TEL(内線) : _____ e-mail : _____
保管場所(施設名, 実験室等名)	
特定病原体等の取扱者	
所属講座等の長	
7. 備考	

注意事項

- ① この申請は、特定病原体等について、滅菌等により所持することを要しなくなる場合に提出する。
- ② 届出者は特定病原体等の取扱責任者であること。
- ③ 備考は、特記事項がなければ空欄のまま提出する。

病原体等取扱主任者	病原体等取扱副主任者	申請者所属 部局等の長	申請者所属 講座等の長

様式 9

BSL3 病原体等取扱申請書

(特定病原体および監視伝染病病原体に該当しない病原体)

富山大学長 殿

届出日 令和 年 月 日

届出者 所属 _____

氏名 _____ 印

1. BSL3病原体等の名称(種別, BSL)(毒素にあつては, 名称, 種類及び数量)	
2. 病原体等を取扱う目的	
3. 病原体等の実験方法	
4. 実験に必要な期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
5. 実験終了後の病原体等の措置 (消毒, 滅菌法, 保管方法等について記入すること)	
6. 病原体等取扱責任者	
7. 病原体等取扱者 *動物実験を行う場合	所 属 職 名 氏 名 連絡先 1. 行う 動物実験施設の使用 (1. 有 2. 無) 動物を取扱う講習受講 (1. 有 2. 無) 2. 行わない
8. 取扱場所 (実験室等名)	
9. 病原体等を外部から受入れる場合 (外部機関名, 外部機関の取扱責任者名, 分与・譲渡承認日及びその他)	

注意事項 ① 届出者は病原体等取扱責任者であること。

② 海外から輸入する場合は, 輸入許可書等の写しを添付すること。

③ 国内であっても, 外部機関の分与・譲渡許可証明書又は確認書の写しを添付すること

病原体等取扱主任者	病原体等取扱副主任者	申請者所属 部局等の長	申請者所属 講座等の長

様式 11

BSL3病原体等滅菌廃棄届

(特定病原体等および監視伝染病病原体に該当しない病原体)

富山大学長 殿

届出日 令和 年 月 日

届出者 所属 _____

氏名 _____ 印

1. 滅菌廃棄するBSL3 病原体等の名称(種別, BSL) (毒素にあつては, 名称, 種類及び 数量)	()
2. 滅菌廃棄する理由	
3. 滅菌廃棄の方法	
4. 滅菌廃棄予定日	令和 年 月 日
5. 病原体等取扱責任者	職名: _____ 氏名: _____
連絡先	TEL(内線): _____ e-mail: _____
実験室等名	
病原体等取扱者	
所属講座等の長	
6. 備考	当該病原体保持期間: _____

注意事項

- ① この届は, BSL3病原体等について, 滅菌等により所持することを要しなくなる場合に提出する。
- ② 届出者は病原体等の取扱責任者であること。
- ③ 備考は, 特記事項がなければ空欄のまま提出する。

病原体等保管・取扱届

富山大学長 殿

届出日 令和 年 月 日

届出者 所属 _____

(病原体等取扱者)

氏名 _____ 印

富山大学病原体等安全管理規則第13条第2項の規定に基づき、特定病原体等以外のBSL1, 2病原体等の取扱いについて届出ます。

2. BSL1, 2病原体等の名称(種別)(毒素にあつては, 名称, 種類及び数量)	
2. 病原体等のレベル	
3. レベルの根拠	
4. 動物実験の有無	2. 行う 動物実験施設の使用 (1. 有 2. 無) 動物を取扱う講習受講 (1. 有 2. 無) 2. 行わない
5. 保管および実験場所	
6. 病原体等を外部から受入れる場合 (外部機関名, 外部機関の取扱責任者名, 分与・譲渡承認日及びその他)	

注意事項 ① 届出者は病原体等取扱責任者であること。

② 海外から輸入する場合は, 輸入許可書等の写しを添付すること。



BIOHAZARD

関係者以外立入禁止

実験室名	
BSL レベル	
実験室管理者	
緊急時の連絡先 電話番号	